

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		養護老人ホーム			盲養護老人ホーム等 (視覚または聴覚に障害のある入所者が利用定員の7割を超える)
		一般	サテライト型(老健・病院・診療所併設)	外部サービス利用型	
設置者		公共団体, 社会福祉法人			
基本方針		①入所者の処遇計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。 ②入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。 ③明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。			
職員の資格要件		①施設長は、社会福祉主事若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。 ②生活相談員は、社会福祉主事又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない			
職員の専従		職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない			
職員の配置の基準	施設長	1(常勤専従。管理に支障がない場合は、同一敷地内の他の事業所等との兼務が可能。)			
	医師	健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	本体施設の医師により健康管理が適切に行われることが認められる場合は、置かないことができる	健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数	
	生活相談員	入所者の数が30又はその端数を増すごとに常勤換算で1以上			左記に、常勤換算で1を加えた数
		入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること(1人以上は常勤専従)		支障がないときは兼務可能、左記の数字から常勤換算で1を減じた数でよい	一般に同じ
	支援員	一般入所者の数が15又はその端数を増すごとに常勤換算で1以上			一般入所者の数に応じ 20以下:常勤換算で4以上 21以上30以下:常勤換算で5以上 31以上40以下:常勤換算で6以上 等他に定める
		1人を主任支援員とすること(常勤)			
	看護職員 (看護師又は准看護師)	入所者の数が100又はその端数を増すごとに常勤換算で1以上(1人以上は常勤)	常勤換算で1以上	一般に同じ	入所者の数が 100を超えない:常勤換算で2以上 100を超える:常勤換算で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
	栄養士	1以上			
	調理員、事務員その他	実情に応じた適当数			
	宿直義務	夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない			
			生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 1 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者 2 病院 栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。) 3 診療所 事務員その他の従業者		

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	養護老人ホーム			盲養護老人ホーム等 (視覚または聴覚に障害のある入所者が利用定員の7割を超える)
			一般	サテライト型(老健・病院・診療所併設)	外部サービス利用型	
構造の一般原則		3	配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない			
設備の専用		4	設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない			
規模		10	20人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。(特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上)			
設備の基準		11	①建物は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。 ②都道府県知事等が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物で、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 1 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 2 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 3 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。			
居室	定員	13	1人(利用者の処遇上必要と認められる場合は2人)			
	位置	11	地階に設けてはならない			
	一人当たりの床面積		10.65㎡以上			
	避難口		一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること			
	その他		入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること			
静養室	位置		医務室又は職員室に近接して設けること			
			地階に設けてはならない			
	寝台等		原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること			
	避難口		一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること			
その他	入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること					
食堂			設置する			
集会室			設置する			
浴室			設置する			
洗面所	位置		居室のある階ごとに設けること			
便所	位置		居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること			
医務室	要件		入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること			
調理室	要件		火気を使用する部分は、不燃材料を用いること			
宿直室			設置する			
職員室	要件		居室のある階ごとに居室に近接して設けること			
面談室			設置する			
洗濯室又は洗濯場			設置する			
汚物処理室			設置する			
霊安室			設置する			
事務室その他運営上必要な設備			設置する			
廊下	廊下幅		廊下の幅は、1. 35メートル以上、中廊下の幅は、1. 8メートル以上とすること			
その他設備基準	常夜灯		廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること			
	階段の傾斜		階段の傾斜は、ゆるやかにすること			

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	養護老人ホーム			盲養護老人ホーム等 (視覚または聴覚に障害のある入所者が利用定員の7割を超える)
		一般	サテライト型(老健・病院・診療所併設)	外部サービス利用型	
運営規定	7	施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 施設の目的及び運営の方針 二 職員の職種、数及び職務の内容 三 入所定員 四 入所者の処遇の内容 五 施設の利用にあたっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他施設の運営に関する重要事項			
非常災害対策	8	①消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 ②非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。			
記録の整備	9	①設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 処遇計画 二 行った具体的な処遇の内容等の記録 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 苦情の内容等の記録 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			
入退所	14	①入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。 ②入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。 ③その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。 ④入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ⑤入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。			
処遇計画	15	①施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ②生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。 ③生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。			
処遇の方針	16	①入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を妥当適切に行わなければならない。 ②入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、行わなければならない。 ③職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。			
		④入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑤身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。			
食事	17	栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない			

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	養護老人ホーム			盲養護老人ホーム等 (視覚または聴覚に障害のある入所者が利用定員の7割を超える)
		一般	サテライト型(老健・病院・診療所併設)	外部サービス利用型	
生活相談等	18	①常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 ②入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。 ③要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。 ④常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 ⑤入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。 ⑥入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。 ⑦1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。 ⑧教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。			
居宅サービスの利用	19	入所者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。			
健康管理	20	入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。			
施設長の責務	21	①施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 ②施設長は、職員に規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。			
生活相談員の責務	22	①生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業者等と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。 二 苦情の内容等の記録を行うこと。 三 事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。 ②主任生活相談員は、入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。 ③生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、主任支援員が前二項に掲げる業務を行うものとする。			
勤務体制の確保等	23	①入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。 ③職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。			
衛生管理等	24	①入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 ②感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。 四 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。			
協力病院等	25	①入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。 ②あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。			
秘密保持等	26	①職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。			

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

	条文	養護老人ホーム			盲養護老人ホーム等 (視覚または聴覚に障害のある入所者が利用定員の7割を超える)
		一般	サテライト型(老健・病院・診療所併設)	外部サービス利用型	
苦情への対応	27	①処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 ③処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ⑤運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。			
地域との連携等	28	①運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 ②運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。			
事故発生防止及び発生時の対応	29	①事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。 ②入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ③事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ④入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。			